

## 第7章

# 計画の推進体制

# 1 計画の推進体制

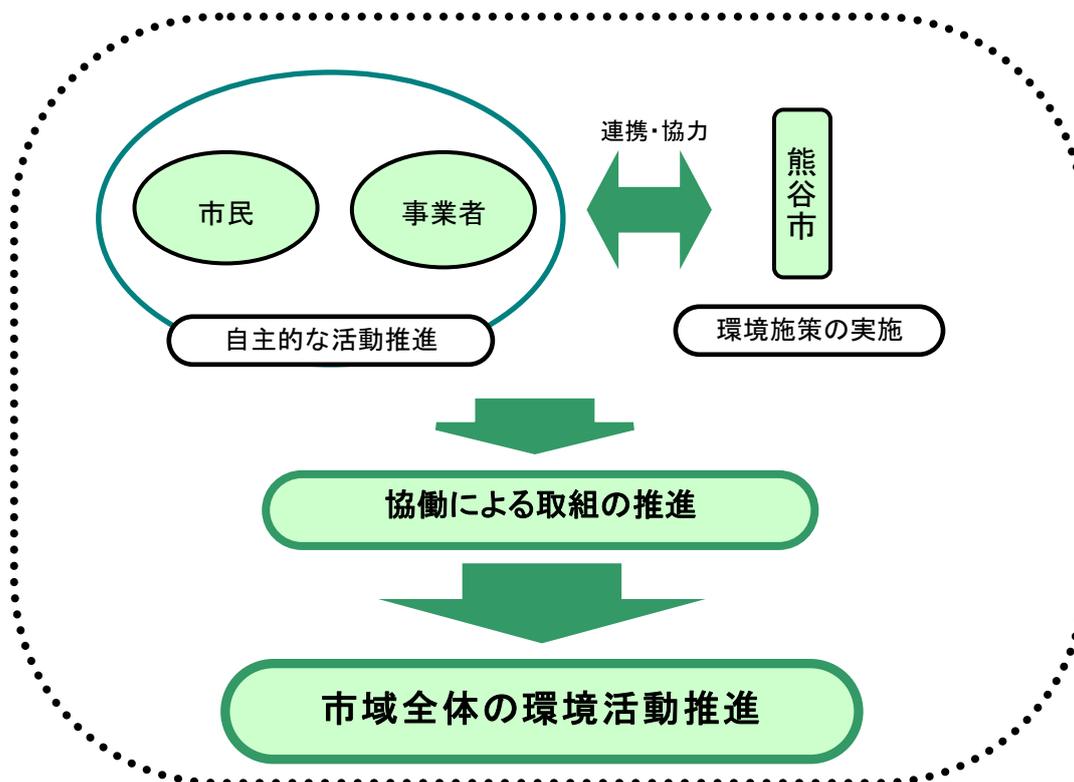
熊谷市の将来の環境像を実現するためには、本計画に示された環境施策が確実に効果的に推進されるための体制づくりと進行管理の仕組みが重要となります。

本計画の推進主体は、市民、事業者、市の三者となります。そのため、それぞれの推進体制の整備と進行管理の仕組みを構築するとともに、三者の協力のもと着実な計画の推進を図っていきます。

## 1) 市民・事業者の推進体制

市民、事業者は、市民団体や事業者等個別の団体だけでなく、複数の団体が互いに連携し、環境活動を実践しています。

市民・事業者・市が自主的な環境活動を推進するとともに、それぞれの連携・調整を行いながら各種環境施策の実施や普及啓発活動の実施における協働による取組を推進します。



## 2) 市の推進体制

市では、市の環境施策の実施状況を総合的に審議・評価する庁内組織として「環境管理委員会」を設置し、環境施策を推進していきます。また、PDCAサイクル（[Plan・計画]→[Do・実行]→[Check・点検評価]→[Action・見直し]）を基本骨格とした環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、計画に示された環境施策を着実に実行していきます。

### 環境管理委員会

関連部局により構成される市の環境関連施策の評価組織です。

本計画に掲げられた施策の進行状況について、行政内部から横断的かつ総合的に点検・評価を行い、各部署の取組状況や課題を把握、整理し、施策の効率的かつ効果的な進行に向けた総合調整を行います。

### 各推進担当課

本計画に掲げられた施策を着実に実行し、進行状況の把握を行うとともに、個別の事業評価を行います。

### 環境管理事務局

各推進担当課の施策の進行状況を把握し、環境管理委員会に熊谷市環境白書の作成・報告を行います。

## 3) 計画の評価体制

計画全体の推進、点検、評価、見直しなどの事項に関する審議・助言のための組織として「環境審議会」を位置付け、専門的見地による計画全体の評価を受けます。

### 環境審議会

「熊谷市環境基本条例」に基づき、環境基本計画全般と各種環境施策を推進する上で必要な事項を審議するために設置されている市長の諮問機関です。

計画全体の進行状況、評価、見直しなどの事項に関し、専門的見地から審議を行い、市長への助言を行います。

## 2 計画推進と進行管理の仕組み

本計画は、効率的かつ効果的な環境施策が推進されるよう、環境マネジメントシステムの継続的改善の考え方（[Plan・計画]→[Do・実行]→[Check・点検評価]→[Action・見直し]）に基づき、進行管理を行っていきます。

